

九州ルーテル学院大学就職斡旋内規

(目的)

第1条 本学は、職業安定法第33条の2の規定に基づき、本学の学生又は本学を卒業し、若しくは退学した者に対して無料の職業紹介業務を行う。

(求人)

第2条 本学は、原則として求人の申込みについて、これを受理する。ただし、その申込み内容が法令に違反したり、雇用条件が不相当であったり、教育課程に支障を及ぼすと認められる場合は受理しない。

第3条 求人申込み者は、求人申込みの際に、賃金・労働時間・その他の雇用条件を明示しなければならない。

(心得)

第4条 学生は、就職活動に際して本学の信用を傷つけたり、他の学生に迷惑を及ぼすことのないように、誠実に行動しなければならない。

(求職)

第5条 その年の卒業年次に達した学生は、全員所定の期日までに、進路登録カード(兼求職票)を学生支援センターに提出しなければならない。提出をしない者は、卒業予定者として取り扱わない。

第6条 学生が、求職申込みをするときには、必ず所定の進路登録カード(兼求職票)によって学生支援センターに申込まなければならない。

(学校推薦)

第7条 学校推薦による求職を希望する学生は、所定の「学校推薦申込票」により学生支援センターに申込まなければならない。ただし、求人状況によりこれを制限することがある。

第8条 学校推薦者の決定は、申込者の中から就職支援委員会の選考によって決定する。申込者は、その発表を確認のうえ期日までに必要書類を提出しなければならない。

第9条 学校推薦者が、採用が内定した場合、必ず採用内定先に就職しなければならない。

第10条 学校推薦者は、採用の合否が判明するまで、他の推薦を受けることはできない。

(届出)

第11条 採用が内定した学生は、「内定届」を速やかに学生支援センターに提出しなければならない。また、就職先を決めた場合は「就職(内定)決定届」を学生支援センターに提出しなければならない。

(先決優先)

第12条 学生は、自由応募・縁故応募・その他の受験を問わず、最初に採用内定、若しくは内定の通知を受けた求人先に就職することを原則『先決優先』とする。ただし、採用内定を得た者が、内定を辞退するときは速やかに辞退の手続きを取らなければならない。

(公務員受験の場合)

第13条 公務員・公立学校教員等に就職を希望する学生は、採用決定時期が遅れるため、以下の手続きを取らなければならない。

(1) 公務員(含む、公立学校教員)等を第一希望とする学生が、すでに採用が内定して

いる場合は、予めその旨を学生支援センターに届け出なければならない。

(2)すでに採用が内定した学生が、公務員（含む、公立学校教員）等の採用試験に合格し、これを希望する場合は、本人が直接採用内定先へ出向き、内定辞退の了解を求めなければならない。

(その他)

第14条 本学は、求職者（学生）又は求人者から得た個人情報、他に漏らしてはならない。

第15条 本学は、求職者（学生）・求人者に対し、その申込みの受理・紹介等の業務について、人種・信条・性別・社会的身分・門地・労働組合の組合員であることなどを理由として差別的な取扱いは一切してはならない。

第16条 就職を希望する学生は、本内規を守らなければならない。本内規に違反した学生、また就職活動に好ましくない行為があった場合は、就職の斡旋を中止することがある。

第17条 本学は、本業務を円滑に運営するために就職支援委員会を設ける。その構成、その他は別に定める。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。